

【説明内容と予めお手元にご準備いただきたい資料】

次世代育成支援対策推進法に基づく 「行動計画策定指針」の改正について

資料5 次世代指針

長野労働局雇用環境・均等室

次世代育成支援対策推進法とは、国の少子化対策の一環として、次の世代を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を整備するために、当初平成17年4月から10年間の時限立法で整備され、その後法律の有効期間が10年間、つまり令和8年3月末まで延長された法律です。

この法律により、事業主に義務付けられたことは、常時雇用労働者数301人以上事業主には平成21年4月から、常時雇用労働者数101人以上事業主には平成23年4月から、次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等を行うことでして、行動計画は、国が定める「行動計画策定指針」に沿って策定することとされております。

法に基づき、行動計画の策定・届出を行うことや指針に即して行動計画を策定することは、先に説明した女性活躍推進法の規定する枠組みとほぼ同様ですが、次世代法に基づく行動計画策定指針は、令和3年2月に改正がありました。

行動計画策定指針（抄）（平成 26 年 11 月告示、令和 3 年 2 月改正）

※_____は令和 3 年 2 月改正、令和 3 年 4 月適用

資料5

六 一般事業主行動計画の内容に関する事項 五の一般事業主行動計画の策定に関する基本的な事項を踏まえ、計画期間、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標並びに実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期を記載した一般事業主行動計画を策定する。 計画の策定に当たっては、次世代育成支援対策として重要なものと考えられる次のような事項を踏まえ、各企業の実情に応じて、必要な事項をその内容に盛り込むことが望ましい。 1 雇用環境の整備に関する事項 (1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備 ア 妊娠中及び出産後における配慮 母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、妊娠中及び出産後の労働者に対して、制度を積極的に周知するとともに、情報の提供、相談体制の整備等を実施する。	(略) シ 不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施 働きながら不妊治療を受ける労働者が不妊治療のための時間を確保できるようにするため、不妊治療のために利用することができる休暇制度（多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含む。）、年次有給休暇の半日単位の付与や時間単位付与制度、所定外労働の制限、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度、フレックスタイム制、短時間勤務制度、テレワーク（ＩＣＴを活用した場所にとらわれない働き方という。以下同じ。）の導入その他の措置を講ずる。 この場合、具体的なニーズは労働者によって様々であることが想定されることから、各企業において、不妊治療と仕事の両立の推進に関する取組体制を整備し、その雇用する労働者のニーズを把握するための調査を行い、その結果を踏まえた措置を講ずることが望ましい。また、不妊治療と仕事の両立の推進に関する企業の方針や具体的措置についての労働者に対する周知、社内における理解促進のための取組、担当者による相談対応等を併せて行うことが望ましい。 また、休暇制度等の運用に当たっては、プライバシー保護の観点から、労働者の不妊治療等の機微な個人情報の取扱いに十分留意することが必要である。
--	--

なお、行動計画策定指針には、行動計画に盛り込むことが重要と考えられる次世代育成支援対策等が具体的に定められていますが、令和3年2月の改正によって、行動計画に盛り込むことが重要と考えられる次世代育成支援対策の中に、「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」の項目が新たに追加され、不妊治療を受ける労働者が不妊治療のための時間を確保できるようにするための休暇制度等を設けることや、これら職場環境の整備に当たっては、各企業において不妊治療と仕事の両立のための取組体制を整備し、労働者のニーズを踏まえた取組を行うことが望ましいことなどが示されました。

長野労働局ホームページ

長野労働局 > 各種法令・制度・手続き > 機会均等・両立支援・パート・有期雇用労働関係

仕事と家庭の両立支援に関すること（育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法）、不妊治療

- ▶ 育児・介護休業法 ▶ 次世代育成支援対策推進法（厚生労働省HP）
- ▶ 育児・介護休業法が改正されました～令和4年4月1日から段階的に施行～（厚生労働省HPへリンク）
- ▶ 育児休業制度等に関する相談窓口について
- 改正育児・介護休業法説明会の開催について（停止中）
- ▶ 育児・介護休業法のあらまし（厚生労働省HP）
- ▶ 育児・介護休業法等に関する規則の規定例（厚生労働省HPへリンク）
- ▶ 育児休業や介護休業をすることができる有期契約労働者について
- ▶ 仕事をしながら、家族の介護をしている方へ～介護休業制度のご案内～
- ▶ 介護で仕事を辞める前にご相談ください（厚生労働省HP）
- ▶ 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります！
- ▶ 育児休業中の就労について
- ▶ 不妊治療と仕事の両立のために（厚生労働省HP）



リンク先 厚生労働省ホームページ

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用環境・均等 > 不妊治療と仕事の両立のために

雇用・労働 不妊治療と仕事の両立のために

- ▶ 不妊治療を受けやすい休暇制度を導入支援セミナーを開催します（令和3年10月29日配信開始）
- ▶ 中小企業事業主の方への助成金 ▶ 次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」の改正
- ▶ 不妊治療と仕事の両立に関するシンポジウム（令和2年12月）
- ▶ 不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた検討チーム
- ▶ 不妊治療と仕事の両立ができる職場環境整備について審議しました
- ▶ 不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル（事業主向け）
- ▶ 不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック（本人、職場の上司、同僚向け）
- ▶ 「不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査事業」調査結果報告書 ▶ 参考リンク

本指針の改正は、「不妊治療と仕事の両立支援」は政府の重要施策であることを受けてのものであり、不妊治療を受けながら働き続けられる職場環境整備に取り組む事業主向けのマニュアルなどの参考資料や両立支援等助成金の不妊治療両立支援コースなどの助成制度についても長野労働局ホームページからご確認いただけますので、次世代法に基づく行動計画が終期を迎え、次の計画を策定される事業主様等におかれましては、不妊治療と仕事の両立支援に向けたお取り組みについても、是非積極的にご検討いただきますようお願いいたします。

不妊治療両立支援コース

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度(*)の利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に取得又は利用させた中小企業事業主に支給する

(*)不妊治療のための休暇制度(特定目的・多目的とも可)、所定外労働制限、時差出勤、短時間勤務、フレックスタイム制、テレワーク

①環境整備、休暇の取得等

- ・不妊治療と仕事の両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任するとともに、不妊治療と仕事の両立のための社内ニーズの把握、利用可能な制度の周知を行うこと
- ・両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者の相談に応じ、「不妊治療支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度・両立支援制度を合計5日(回)以上労働者に取得又は利用させたこと

②長期休暇の加算

休暇制度を20日以上連続して取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合

①環境整備、休暇の取得等	②長期休暇の加算
28.5万円<36万円>	1人当たり28.5万円<36万円> (5人まで)